

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省高等教育局大学振興課）

項 目 名		一定の基準を満たす短期大学専攻科の学生を対象とする学資支給金に関する税制上の所要の措置	
税 目		国税徴収法、印紙税	
要 望 の 内 容	一定の要件を満たす短期大学の専攻科の修了者に大学院入学資格を付与するとともに、当該学生を（独）日本学生支援機構が実施する学資支給金の対象とすることを検討しているところ、関連の制度改正を前提に、当該学資支給金について、現在対象とされている学生への学資支給金と同様、以下の措置を講ずる。		
	① （独）日本学生支援機構が実施する学資支給金において、学資支給金の返還が必要になった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税の非課税措置 ・ （独）日本学生支援機構が実施する学資支給金において、一定の事由に該当し、学資支給金の返還が必要になった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税を非課税（印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）第 5 条の適用対象）とする。		
	② 学資支給金の支給を受ける権利に係る国税の滞納処分による差押さえ等を禁止する措置 ・ 大学等に通う学生に対して学資支給金の支給と授業料等減免を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」について、大学院入学資格が付与される短期大学の専攻科に通う学生にもその対象を拡大する予定であり、当該拡大対象者への学資支給金について、現行制度と同様に国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）上の差押禁止等（独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 17 条の 5 の適用対象）とする。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		— — —

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 短期大学は、全国に幅広く存在し、深く専門の学芸を教授研究し、職業や实际生活に必要な能力を有する専門職業人材を育成する役割を担っており、卒業生の多くが幼稚園教諭や保育士等の専門的・技術的職業人材として短期大学の所在地で従事するなど、各地域における人材養成の重要な拠点となっている。 一方で、人口減少や社会構造の変化等により、学生募集の停止や4年制大学への転換を行う短期大学が増えており、地域や地方を支えるエッセンシャルワーカーの輩出が困難になりつつある。 また、近年の国際的な競争環境の高まりなどを受け、より高度な教育を受けた大学院修了者の増加を図ることが喫緊の課題となっており、令和7年2月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、多様な入学者の受入れに取り組み、一人一人の能力を全面的に引き上げる質の高い大学院教育を推進することが示されている。 これらの状況等を踏まえ、一定の要件を満たす短期大学の専攻科修了者に大学院入学資格を付与することにより、各短期大学において、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科を設置することを促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズに対応する。 (2) 施策の必要性 現行制度上、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき支給される学資支給金については、学資支給金の支給を受ける権利に係る差押禁止等の措置及び学資支給金の返還が必要になった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税の非課税措置が適用されている。 学資支給金の対象学生は経済的に困難を抱えているところ、これらの措置が適用されないとなると、授業料や学生生活費の負担が増大することになるため、(1)の目的達成に向けては、引き続き当該措置を適用することが必要である。						
合理性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="363 1534 555 1736"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="555 1534 1505 1736"> 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会第255号）（抜粋） 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="363 1736 555 1881"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="555 1736 1505 1881"> 各短期大学における、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科の設置を促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応を図る。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="363 1881 555 2049"> 租税特別措置の適用又は延長期間 </td><td data-bbox="555 1881 1505 2049"> 期間の定めのない措置 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会第255号）（抜粋） 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。	政策の達成目標	各短期大学における、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科の設置を促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応を図る。	租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
政策体系における政策目的の位置付け	我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会第255号）（抜粋） 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。						
政策の達成目標	各短期大学における、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科の設置を促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応を図る。						
租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項		同上の期間中の達成目標	短期大学専攻科における実務教育の充実
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	学資支給金の支給を受けた学生
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新たに大学院入学資格が付与される短期大学の専攻科を非課税措置の対象とすることで、短期大学における当該専攻科の設置が促進されるとともに、当該課程に進む学生の増加につながり、短期大学教育の充実や学生の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応が可能となる。また、学資支給金に差押禁止等の措置がなされることにより、学生の授業料及び学生生活費に係る経済的負担が確実に軽減されることから手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	短期大学は、社会の変化に即応した実践的な高等教育機関として、医療、福祉、工業等、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出しており、極めて公共性の高い学校である。 現行制度において、専修学校の適格専攻科についても同様の税制優遇措置が講じられており、制度の均衡の観点からも短期大学で新たに設置される専攻科においても同様の取り扱いとすることが必要。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		○ 「高等教育の修学支援新制度」創設時（令和２年度税制改正要望）において、学資支給金について差押さえ禁止等の措置について要望し、認められているところ。 ○ 「高等教育の修学支援新制度」の制度改正時（令和６年度税制改正要望）において、学資支給金について差押え禁止等の措置について要望し、認められているところ。 ○ 「高等教育の修学支援新制度」制度改正時（令和７年度税制改正要望）において、学資支給金について印紙税の非課税措置について要望し、認められているところ。 ○ 専修学校の専攻科創設時（令和８年度税制改正要望）において、新たに高等教育の修学支援新制度の対象に適格専攻科の学生が加わることにに関して、印紙税の非課税措置及び差押え禁止等の措置について要望し、認められているところ。